

令和8年第5回鹿角市教育委員会

会 議 録

令和8年5月28日

鹿角市教育委員会

令和 8 年第 5 回 鹿角市教育委員会会議録

令和 8 年第 5 回鹿角市教育委員会会議を令和 8 年 5 月 2 8 日午前 9 時 3 0 分鹿角市役所第 1・2 会議室に招集した。

1 出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育長	阿	部	義	弘
教育委員	田	中	喜	昭
教育委員	安	倍	良	行
教育委員	吉	田	孝	子

2 欠席した者の氏名は、次のとおりである。

教育委員	和	田	学
------	---	---	---

3 事務局職員として会議に出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育部長兼インターハイ事務局長	黒	澤	香	澄
教育総務課長	似	鳥		映
教育総務課学事指導管理監	阿	部	千	鶴子
生涯学習課長兼文化の杜交流館長	黒	澤	香	澄
スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長	古	田		渡
教育総務課主幹兼義務教育班長	田	村	め	ぐみ
教育総務課義務教育班指導主事	米	田	樹	史
教育総務課主幹兼教育政策班長	鎌	田		学
生涯学習課主幹兼社会教育班長	金	澤	里	香子
生涯学習課副主幹兼芸術文化振興班長	阿	部	美	紀子
スポーツ振興課主幹	安	保	俊	光
教育総務課主幹兼総務班長	大	森	美	佳子

4 付議した議題は、次のとおりである。

(1) 議 案

議案第 2 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度一般会計補正予算第 1 3 号(教育費)について)
議案第 2 8 号	専決処分の承認を求めることについて (大湯ストーンサークル館条例施行規則の廃止について)
議案第 2 9 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市出土文化財管理センター管理運営規則の廃止について)
議案第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市先人顕彰館管理運営規則の廃止について)
議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則の廃止について)
議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市文化財保護条例施行規則の廃止について)
議案第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市教育委員会事務局組織規則の一部改正について)
議案第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて (鹿角市教育委員会インターハイ事務局設置規則の制定について)
議案第 3 5 号	専決処分の承認を求めることについて (機構改革に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について)
議案第 3 6 号	専決処分の承認を求めることについて

(機構改革に伴う関係教育委員会規程の整理等に関する規定の制定について)

- 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について)
- 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市学校運営協議会委員の任命について)
- 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市社会教育委員の委嘱について)
- 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市立図書館協議会委員の任命について)
- 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市スポーツ推進審議会委員の任命について)
- 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市スポーツ推進委員の委嘱について)
- 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて
(物品の購入について(小中学校気化熱冷風機))
- 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 8 年度一般会計補正予算第 2 号(教育費)について)
- 議案第 45 号 物品の購入について(小中学校学習用コンピュータ端末)
- 議案第 46 号 物品の購入について(電子黒板)
- 議案第 47 号 令和 8 年度一般会計補正予算第 3 号(教育費)について

(2) 協 議

第 2 次鹿角市立学校再編計画(素案)について

5 議事の概要は、次のとおりである。

教育長 おはようございます。ただいまから、令和 8 年第 5 回鹿角市教育委員会会議を開催いたします。

はじめに、教育委員の就任についてご報告させていただきます。去る 4 月 22 日開催の臨時議会において、教育委員の任期満了に伴う人事案件が提出され、再任案可決のうえ、市長が任命しております。新しい任期の就任に際し、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員 はい。鹿角市議会より、再任にご同意をいただき、5 月 26 日より 3 期目の委員を拝命いたしました。知識不足なところもございますが、これまでの経験を生かして、何より未来ある鹿角の子どもたちのために頑張りたいという思いは変わらず尽力してまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。それでは事務局より報告を受けます。事務局、お願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はじめに教育総務課からご報告いたします。1 の令和 8 年度児童生徒数・園児数についてですが、資料 1 をご覧ください。5 月 1 日現在の児童生徒数は、昨年同時期と比較しますと、小学校は 59 人減の 907 人で、学級数は 2 学級増の 60 学級となります。裏のページの中学校は、23 人減の 577 人、学級数は昨年同数の 29 学級となっております。また、私立幼稚園の園児数は、24 人となっております。次に、2 の教科用図書の展示についてですが、「教科書の発行に関する臨時措置法」第 5 条の規定により毎年、教科書展示会の開催が義務付けられており、今年も、教科書の見本を広く公開し、調査研究等への活用や一般の多くの方々に閲覧いただくため、展示会を開催いたします。現在、市内の小中学校や県立高等学校で使用している教科書を、6 月 2 日から 17 日までの期間、文化の杜交流館コモッセを会場に展示することとしております。次に、3 の鹿角高等学校魅力化推進事業については、今年度からスタートする第 7 次総合計画の後期計画の新たな取組みとして、昨年度まで、市長部局で、事業実施の検討が進められ、後期計画の重点事業に位置付けられているものですが、今年度からの事業実施は教育委員会を担当すること

となりました。こうした経緯もあり、3月に開催した教育委員会会議では、事業の内容等をしっかり説明できておりませんでしたので、今日の会議で、事業の概要と今後の進め方などを説明させていただきます。この後、教育政策班長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

教育長 はい、班長。

教育総務課主幹兼教育政策班長 はい。それでは、鹿角高等学校魅力化推進事業について概要を説明いたします。秋田県立鹿角高等学校は、地域の教育力の維持・向上に欠かすことが出来ない貴重な教育的資源であり、地域を支える人材の育成拠点であることを踏まえ、義務教育から高等教育までを見通した教育環境の維持・充実を図りながら、鹿角高校の魅力向上により、将来に渡って持続可能な高校であり続けられるよう、今年度から「鹿角高等学校魅力化推進事業」を進めるものであります。本事業を進める背景には、直近10年間で出生数が半減しており、令和6年度が65人、昨年度の出生数が73人と、このままでは近い将来において高校を維持することが極めて困難となることが予想されます。こうした状況下で、子ども達の実育環境及び進学先の選択肢を維持するため、出生数が100人台を割った令和6年度生まれの世代が高校生となる令和22年度までの「鹿角高等学校魅力化ビジョン」を策定し、当地域における持続可能な高校教育の実現を目指し、鹿角高校の魅力化を推進してまいります。

次に、今年度進める事業についてご説明します。「鹿角高等学校魅力化ビジョン」を策定については、令和9年3月下旬の策定に向け、小坂町を含む行政関係者、学校関係者、農商工関係者で構成する「鹿角高等学校魅力化ビジョン検討委員会」を設置し、内容や方向性を審議いたします。また、ビジョン策定の基礎となるデータ収集や多様な意見を集約するため、市内4中学校の中学生・保護者を対象としてアンケート調査を行うほか、現役中・高生をはじめ、教職員などの学校関係者、地域住民の皆様にもご参加いただく「ワークショップ」を複数回開催し、意見をビジョンに反映させてまいります。併せて、ビジョンの実効性を高めるため、具体的な取組みをまとめた「鹿角高等学校魅力化推進計画」の策定にも着手いたします。この推進計画は、本市の総合計画との整合性を図るとともに、より現状に即した機動的な施策を推進するため、現在の総合計画の残存期間に合わせた4年間の前期計画を策定したのち、その後、5年単位の中期・後期計画という14年間の枠組みで策定する予定です。並行して、「地域みらい留学」という都道府県の枠を超えた進学制度を活用した県外生徒の獲得及びニーズ把握にも取り組みます。具体的には、7月と8月に東京で開催される「高校進学フェス」に出展するとともに、本市を肌で感じてもらう「おためし地域留学体験」を実施します。「高校進学フェス」は、地域みらい留学制度により、居住都道府県以外の地域の高校へ進学を検討している数千人規模の中学生が来場する全国的なイベントであり、鹿角高校の魅力や特色を直接伝える絶好の機会と捉え、鹿角高校の生徒や高校教諭の協力のもと出展いたします。また、「おためし地域留学体験」は、全国の中学2・3年生を対象に、定員10名を現在募集しており、8月18日から20日の2泊3日で実施いたします。内容としましては、鹿角高校の在校生との交流を中心に、校内見学や部活動見学を行ったのち、高校生の利用頻度の高い「文化の杜交流館コモッセ」等の市内施設を巡ることとしております。さらに、本市を代表するユネスコ無形文化遺産の花輪ばやしを実際に体験してもらうなど、鹿角高校へ進学した後の3年間の生活を具体的にイメージ出来るようなプログラムとしております。これらの取組を通じて、県外生徒の獲得を目指すとともに、参加者アンケート等の実施により県外中学生のニーズ把握を行い、今後策定する魅力化ビジョンへも生かしてまいります。以上が概要となります。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長兼文化の杜交流館長 はい。それでは次第の資料に戻っていただきまして生涯学習課1点目です。令和7年度社会教育施設の利用状況についてご報告いたします。文化の杜交流館は、開館10周年の節目の年で、記念公演等を開催し、文化ホールやこもれび広場の利用者は増加しました。一方で、花輪市民センター、子ども未来センターの利

用者数が減少しており、館全体では2,010人の減となりました。図書館は、10月の十和田図書館リニューアルオープンにより、半年ほどの開館ではあったものの、これまでの年間利用者数を7千人以上上回る利用となりました。花輪図書館の減少は、十和田図書館の開館によるもの、移動図書館車は、熊の出没や冬の大雪による減少であったと分析しております。歴史民俗資料館については、「鹿角創作科学展」における小・中学生の作品展示会場として利用いただくなどで、204人の増加。先人顕彰館は、秋から初冬の熊出没により、80人の減となりました。大湯ストーンサークル館は、1,400人ほど減少しました。旅行の形式が、ツアー形式から個人形態に変容したことが原因と捉えております。家族や小グループ来館の増加により、ガイド件数は増加しております。今年度から、十和田図書館が通年開館となります。また、10月には開館1周年記念イベントを開催します。館の利用促進と、さらなる社会教育施設相互の連携利用を進めてまいります。次に2点目、鹿角市若者議会キックオフミーティングについて、去る5月17日、日曜日、委員への応募予定者を含む、約40人の参加を得て、開催いたしました。ミーティングでは若者が活躍し、若者に選ばれるまちづくりについて、先進地である愛知県新城市のメンバーから事例をご紹介いただいた後、市長をコーディネーターに、市及び、新城市の4人のパネリストによる、パネルディスカッションを行いました。登壇者間の意見交換だけでなく、参観に訪れた方からも多くの質問や意見が寄せられるなど、若者議会の実現に向け、構想を練る良い機会となりました。これを受けまして、次のページをお願いします。3. 鹿角市若者議会検討委員会メンバー募集についてですが、応募期間は5月31日まで。職務概要は他自治体の事例を調査研究し、市に最適な若者議会の制度について検討・立案することです。募集人員は、市内に在住、在勤、在学の16歳から24歳までの15人のうち5人を鹿角高校の推薦枠としており、現在12人の方よりご応募いただいております。SNSや市ホームページ、広報、コミュニティFMなどで募集を促しておりますので、本日を含め〆切まであと4日ありますので、ご応募いただきたいと思います。生涯学習課からは以上です。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長 続いてスポーツ振興課関係についてご報告いたします。1の第53回鹿角小学校陸上競技大会についてであります。去る23日、土曜日に、総合運動公園総合競技場を会場に男女13種目を実施いたしました。参加状況は9チームで、実人数では昨年度より34名減の109名となりました。報告は以上です。

教育長 はい、報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。鹿角高等学校の魅力化推進事業について、今年度実施するものに鹿角高校の魅力向上で、様々な人が参加されてワークショップをするということで大変素晴らしいことだなと思っておりますが、質問の内容としては、ワークショップを運営するファシリテーターの存在ですけれども、どういうふうなビジョンの方向に進むことを想定している方がファシリテーションするのかお聞きしたいなと思います。

教育長 はい、班長。

教育総務課主幹兼教育政策班長 はい。ご質問ありがとうございます。ワークショップのファシリテーターですけれども、こちらの方は本市でこの事業を伴走で支援していただいているプラットフォームさんという企業でございまして、こちらのプラットフォームの方からこういったワークショップを専門にやっている方々、全国で魅力化ビジョンというものを策定されてるんですけれども、そういった経験値の高いファシリテーターをお願いしております。内容につきましても、5回ぐらいのワークショップを計画しておりますけれども、1回目につきましては先ほど申しました関係者から成る検討委員会の方々を中心にワークショップを行っていきたいと考えております。2回目以降につきましては、様々な方が参加いただく形式をとりたいと思いますけれども、あとテーマにつきましては、鹿角高校が将来あり続けるための目指すべき鹿角高校の全体像というかそ

ういったものを中心にテーマを設けて、各回違うテーマで行っていきまして、ワークショップを開いて意見を集約してビジョンに反映させていきたいと考えております。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 少し補足を。今班長の方からプラットフォームと言いましたが、正式名称申し上げますと、一般財団法人地域教育魅力化プラットフォームで、本社は島根県にございます。島根県海士町ですとか、高校の魅力化に先進的に取り組んでいる、そういった立ち上げから関わっている財団法人に委託して、先ほど申し上げた通り、伴走支援ということで実際には委託契約を結んで支援をお願いすることで進めてまいりたいと考えております。

教育長 はい、委員。

委員 ご説明ありがとうございます。海士町の活動については私も興味がありまして、研究材料として調査したこともありまして、まちづくりもしくは地域づくり、企業づくりで大変先進的な場所になっているのは存じ上げておりました。そういった専門家の方が入ってくださるということは大変ありがたいなと思っております。一言、質問の意図としましては、合意形成とか集約という場ではワークショップは大変いいんですけども、事業の土台になる部分だと思いますので、間違った方向でファシリテーションしてしまうと、土台が違う形にできてしまいかねないなと思って質問しました。十分に経験値のある方がファシリテーターということでございますので、大変期待しておりますので、ぜひ5回のワークショップ、十分参加者のご意見を集めてやっていただけることを期待したいと思います。以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

それでは、ないようですので、報告を終わり案件に入ります。本日の案件は議案21件と、その後に1件協議いたします。はじめに、議案第27号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 議案資料の1ページをお願いします。議案第27号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算第13号（教育費）について、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月31日。鹿角市教育委員会 教育長。次の3ページからが令和7年度一般会計補正予算第13号です。今回の補正予算は、令和7年度の最終の専決処分として、4ページの歳入では、歳出の実績に合わせ、国庫支出金や県支出金のほか、基金繰入金や市債の減額及び財源調整などを行っております。また、5ページの歳出では、主に事業実績に合わせた減額のほか、繰越して執行する工事費において、予算に不足が生じることによりが増額補正を行っております。教育費の主な歳出の補正予算に関しましては、6ページの主要事業・事務の概要で説明いたします。10款2項1目 小学校保健衛生費の132万1千円の減額は、医療的ケア児支援業務の実績による減額です。その下、3項1目 中学校施設管理費の437万8千円の増額は、令和8年度に繰越して執行する八幡平中学校の照明LED化の設備更新工事について、令和8年度の労務単価の適用と材料費の値上がりにより、工事費が増額となることから、予算を増額するものです。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第27号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第28号から議案第32号までについて、関連がありますので一括して議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長兼文化の杜交流館長 はい。議案第28号、専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、大湯ストーンサークル館条例施行規則の廃止について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、令和8年度の機構改革に伴い教育委員会の職務権限に属する大湯ストーンサークル館に関する事務は、市長が管理、執行することになったため、規則を廃止するものです。次のページをご覧ください。大湯ストーンサークル館条例施行規則を廃止する規則。大湯ストーンサークル館条例施行規則は廃止する。附則として、この規則は令和8年4月1日から施行する。

続きまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市出土文化財管理センター管理運営規則の廃止について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、令和8年度の機構改革に伴い、教育委員会の職務権限に属する出土文化財管理センターに関する事務は、市長が管理、執行することになったため、規則を廃止するものです。次のページをご覧ください。鹿角市出土文化財管理センター管理運営規則を廃止する規則。鹿角市出土文化財管理センター管理運営規則は、廃止する。附則として、この規則は令和8年4月1日から施行する。

続きまして、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市先人顕彰館管理運営規則の廃止について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、令和8年度の機構改革に伴い、教育委員会の職務権限に属する先人顕彰館に関する事務は、市長が管理、執行することになったため、規則を廃止するものです。次のページをご覧ください。鹿角市先人顕彰館管理運営規則を廃止する規則。鹿角市先人顕彰館管理運営規則は、廃止する。附則として、この規則は令和8年4月1日から施行する。

続きまして、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則の廃止について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、令和8年度の機構改革に伴い、教育委員会の職務権限に属する歴史民俗資料館に関する事務は、市長が管理、執行することになったため、規則を廃止するものです。次のページをご覧ください。鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則。鹿角市歴史民俗資料館条例施行規則は、廃止する。附則として、この規則は令和8年4月1日から施行する。

続きまして、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市文化財保護条例施行規則の廃止について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、令和8年度の機構改革に伴い、教育委員会の職務権限に属する文化財の保護に関する事務は、市長が管理、執行することになったため、規則を廃止するものです。次のページをご覧ください。鹿角市文化財保護条例施行規則を廃止する規則。鹿角市文化財保護条例施行規則は、廃止する。附則として、この規則は令和8年4月1日から施行する。説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの、議案第28号から第32号までについて、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。では、ないようですので、はじめに議案第28号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 29 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 30 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 31 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 32 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 33 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。続きまして 22 ページをお願いします。議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 8 年 5 月 28 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、鹿角市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり専決処分する。令和 8 年 4 月 1 日。鹿角市教育委員会 教育長。改正理由は令和 8 年度機構改革等に伴い、課名及び分掌事務に変更があったことから、規則を改正するものです。

30 ページの新旧対照表をお願いします。この規則は、教育委員会事務局組織に関することを定めておりますが、第 2 条は、事務局組織について、課名の変更により、総務学事課を教育総務課に改めております。第 3 条は、分掌事務を規定していますが、課名を変更するとともに、現行で執行している分掌事務にあわせて、加除しており、改正前の総務学事課の事務から、（15）義務教育費国庫負担に係る補助金の取扱い及び整備計画に関すること。（26）科学技術教育振興に関すること。を削除し、改正後の教育総務課に、（9）学校運営協議会に関すること。（10）小中学校の鳥獣被害対策に関すること。（25）教育情報化の推進に関すること。（33）中学校部活動の地域展開に関すること。（36）高等教育との連携に関すること。を追加しております。次に、生涯学習課は、（3）「社会教育委員、図書館協議会委員及び先人顕彰館協議会委員に関すること。」のうち、「及び先人顕彰館協議会委員」の部分の削除のほか、（14）史料の収集保存及び整理に関すること。から（19）発掘調査に関すること。までを削除するとともに、新たに左の改正案の（12）若者議会に関すること。を追加しております。次に 34 ページをお願いします。第 5 条は「総務学事課」を「教育総務課」に、第 7 条は、「総務学事課長」を「教育総務課長」に改めております。29 ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行しております。以上で議案第 33 号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第34号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長 はい。35ページをお開き願います。議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いいたします。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則 第3条第1項の規定により、鹿角市教育委員会インターハイ事務局設置規則の制定について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。理由であります、全国高等学校スキー大会の円滑な大会実施に資するため、規則を制定するものであります。次のページをお願いいたします。鹿角市教育委員会インターハイ事務局設置規則です。第1条では、「事務局の設置」について、第2条では、「事務局の分掌事務」について、第3条では、「事務局職員の配置等」について、第4条では、「班の設置」について、第5条では、「班編成および事務分担等の報告」について、第6条では、「服務等の準用」について定めております。附則としまして、この規則は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りで効力を失う旨を定めております。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第35号及び議案第36号について、関連がありますので一括して議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。続きまして39ページをお願いいたします。議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いいたします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、機構改革に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、令和8年度機構改革等に伴い、課名に変更があったことから、関係規則の整理を行うため、規則を制定するものです。次の41ページが、機構改革に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則です。関係する2本の規則を一括して改正するもので、第1条と第2条で、それぞれの規則を一部改正しております。42ページの新旧対照表をお願いいたします。第1条関係の鹿角市教育委員会の保有する公文書の開示に関する規則で、課名の変更により、「教育委員会総務学事課」を「教育委員会教育委員会」に改めております。続いて、43ページをお願いいたします。鹿角市教育委員会教育行政に関する相談事務を行う職員の指定に関する規則で、「総務学事課」を「教育総務課」に改めております。41ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規則は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして44ページをお願いいたします。議案第36号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いいたします。専決処

分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、機構改革に伴う関係教育委員会規程の整理等に関する規程の制定、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、令和8年度機構改革等に伴い、課名の変更や字句の修正等があったことから、関係規程の整理を行うため、規程を制定するものです。次の46ページから52ページまでが、機構改革に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規程です。関係する6本の規程を一括して改正するもので、第1条から第6条により、それぞれの規程を一部改正しております。53ページの新旧対照表をお願いします。教育機関の長の事務決裁規程です。用語の意義を定める第2条で、改正前の第1号の大湯ストーンサークル館と出土文化財管理センターが市長部局に所管替えとなったため、これを削除しつつ、改正前の第2号と合わせて整理したうえで、改正後の第1号とし、改正前の第3号を第2号とします。次に、代決について規定している第6条は、第2条の整理に合わせて第1項と第2項を整理するとともに、「総務学事課」を「教育総務課」に改めています。また、第7条は、大湯ストーンサークル館長を削除しています。55ページをお願いします。鹿角市教育委員会公印規程です。第4条と別表中、「総務学事課長」を「教育総務課長」に改めるとともに、57ページ以降で、大湯ストーンサークル館長、出土文化財管理センター館長、及び教育長の印の大湯ストーンサークル館の公印の規定を削除しています。59ページをお願いします。鹿角市教育委員会事務決裁規程です。第2条は、先ほどの教育機関の長の事務決裁規程の改正に伴い、第10号の中の引用条項の規定を改めます。また、第4条から第9条まで、「総務学事課長」を「教育総務課長」に改めています。60ページをお願いします。鹿角市立小・中学校就学指定校変更及び区域外就学許可基準に関する規程です。第2条は同様に課名を改めています。第3条は、第3項で規定する区域外就学申請書を様式と整合させるため改めます。また、次の61ページの様式第2号は、年号の「平成」が記載されている部分2カ所を削除し、次の62ページの様式第3号は、文書番号について、旧表記となっておりましたので、これを一般的な「文書番号」の表記に改めております。63ページをお願いします。鹿角市スクールバス運行管理規程は、第5条中、「総務学事課長」を「教育総務課長」に改めております。次の64ページの鹿角市部活動地域展開コーディネーター任用管理規程は、第3条中、「総務学事課長」を「教育総務課長」に改めております。52ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規則は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第36号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
ないようですので、はじめに議案第35号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第36号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第37号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。65ページをお願いします。議案第37号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、鹿角市学校給食センター運営委員会委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものです。次のペー

ジの委員名簿をお願いします。運営委員は小中学校長、PTA代表者、給食担当者等から成り、異動等に伴いまして15人中12人が新任、3人が再任となります。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年となります。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第37号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第38号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。68ページをお願いします。議案第38号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、教職員の人事異動等に伴い、後任の委員を任命するものです。次の70ページからが学校運営協議会委員名簿となります。地区または学校ごとに設置した8つの協議会で、運営委員はそれぞれ学校長、PTA代表者、地域コーディネーター、地域の各種団体の代表者等から成り15人以内の委員で組織しております。令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間の任期で任命しておりましたが、教職員の人事異動や、PTA代表者の交代などにより、任期途中で、後任となる委員18人を任命するもので、委員の任期は、前任者の残任期間の来年3月31日までとなります。今回の任命により、総数は延べ110人、実人数は93人となっております。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第38号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第39号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長兼文化の杜交流館長 はい。議案第39号をご覧ください。専決処分の承認を求めることについて、鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会教育長。次のページをお開きください。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、任期満了により、新たに委員を委嘱するものです。次のページ、名簿に記載のとおり、1番、浅水委員、2番、阿部委員が新任となります。任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第39号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第40号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長兼文化の交流館長 はい。議案第40号をご覧ください。専決処分の承認を求めることについて、鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会教育長。次のページ、専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日、鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、任期満了により、新たに委員を任命するものです。次のページをお開きください。名簿に記載のとおり、6番、奈良委員、7番、大里委員、8番、金田一委員が新任となります。任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
ないようですので、議案第40号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第41号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長 はい。79ページをお開き願います。議案第41号 専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いいたします。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則 第3条第1項の規定により、鹿角市スポーツ推進審議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。理由であります、スポーツ推進審議会委員の任期が満了となったため、新たに委員を任命するものです。次のページの委員名簿をお願いします。1番の佐藤委員、2番の石井委員、3番の駒ヶ嶺委員、4番の大田委員が新任となり、その他の方は再任で、計7名を委員に任命するものです。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。議案の説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
ないようですので、議案第41号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第42号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長 はい。82ページをお開き願います。議案第42号専決処分の承認を求めることについて。次のページをお願いいたします。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則 第3条第1項の規定により、鹿角市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。令和8年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。理由であります、スポーツ推進委員の任期が満了となったため、新たに委員を任命するものです。次のページの委員名簿をお願いします。全ての方が再任で、計13

名を委員に任命するものです。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。議案の説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第 42 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 43 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。85 ページをお願いします。議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 8 年 5 月 28 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、物品の購入について、別紙のとおり専決処分する。令和 8 年 4 月 22 日。鹿角市教育委員会 教育長。次の 87 ページが専決処分した物品の購入の内容です。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり物品を購入することについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和 8 年 4 月 22 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。4 月 22 日開催の市議会臨時議会の提出するための鹿角市長に申し出たものです。1 の物品名ですが、校用備品（小中学校気化熱冷風機）です。2 の契約方法は、指名競争入札。3 の契約金額は、2 千 706 万円です。4 の契約の相手方は、菅原電気株式会社 代表取締役 菅原 史明です。次のページをお願いします。物品の概要となります。1 から 4 までは議案と同様ですので、5 以降について説明いたします。5 の入札日は、令和 8 年 3 月 24 日。6 の入札参加者数は、3 者。7 の予定価格と 8 の調査基準価格は、物品の購入であるため、それぞれ非公表、非設定としております。9 の仮契約締結日は、令和 8 年 3 月 27 日。10 の納入場所は、花輪小学校ほか、小中学校 10 校で、11 の納入期限は、令和 8 年 6 月 30 日。12 の物品内容で、冷風機の仕様は記載のとおりで、今回の物品は、小中学校の暑さ対策として、各校の体育館用に、各校に 2 台の冷風機を整備するものです。なお、納期は 6 月 30 日としておりましたが、今週の月曜日から、順次、各校に納品を進めており、今日の午後までに納品を完了する予定です。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第 43 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第 44 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。89 ページをお願いします。議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 8 年 5 月 28 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、令和 8 年度一般会計補正予算第 2 号（教育費）について、別紙のとおり専決処分する。令和 8 年 4 月 22 日。鹿角市教育委員会 教育長。次の 91 ページから令和 8 年度一般会計補正予算第 2 号です。補正予算の内容については、94 ページの主要事業・事務

の概要で説明します。今回の専決処分は、４月２２日開催の臨時議会に提出した令和８年度補正予算第２号で、小中学校のＩＣＴ活用教育事業において、今年度、児童生徒一人に１台の学習用コンピュータ端末を一斉更新することとしておりますが、世界的なパソコンなどのメモリ価格の高騰により、当初予算に計上したコンピュータ端末の単価が高騰していることから、この価格高騰に対応するために予算を追加したもので、学習用端末購入費を２項小学校費で１千９８８万３千円、３項中学校費で１千２７７万３千円追加するものです。なお、端末１台あたりの単価は、５万９，４００円から７万９，５３０円に増額しております。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第４４号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第４５号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。９５ページをお願いします。議案第４５号 物品の購入について。

下記のとおり物品を購入するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、鹿角市長に申し出るものとする。令和８年５月２８日提出。鹿角市教育委員会 教育長。１の契約する物品は、小中学校学習用コンピュータ端末です。２の契約方法は、随意契約で、３の契約金額は、１億２０５万７，１２０円です。４の契約の相手方は、秋田県 GIGA2.0R8C 調達 共同企業体代表者 株式会社たなか 代表取締役 高橋昭尚です。今回のコンピュータ端末購入は、国の補助金を活用するもので、その要件が県域で共同調達することとされているため、今年度、クロームブックの端末を購入する市町村が共同参画してプロポーザルを実施し、審査会で契約候補者に選定された上記の企業体と随意契約により契約を行うものです。次のページをお願いします。物品の概要となります。１から４までは議案と同様ですので、５以降について説明いたします。５の見積書提出日は、令和８年５月１９日で、５月１５日開催のプロポーザルで選定された１者から見積書が提出されております。７の予定価格と８の調査基準価格は、それぞれ非公表、非設定としております。９の仮契約締結日は、令和８年５月２１日。１０の納入場所は、花輪小学校ほか９校。１１の納入期限は、令和９年１月２９日。１２の物品内容で、ＨＰ社のクロームブックを、市内小中学校のすべての児童・生徒分に予備機分を加えた１，５１６台を購入するもので、端末の仕様は記載のとおりとなります。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。このクロームブックの更新については前から聞いていて致し方ないというか、時期が来れば交換しなくちゃいけないということだと思うんですけど、交換し終わった後の２千台近い端末はどのように処分されるのですか。

教育長 はい、班長。

教育総務課主幹兼義務教育班長 はい。旧端末については今回の契約の更新業者から無償で引き取っていただくことになっております。そちらで適切に処分いただくことになっております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。よく中古物品として、官庁等で使われたパソコンが売られておりまして、もしか

するとそういった形の処分になる心配というのはございますでしょうか。もう業者任せということになりますか。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。先ほど班長の方からは適切に処分するということで、今回のプロポーザルをやった提案の中で、この共同企業体の方でリサイクルするために適正に処分するということでした。私もプロポーザルに委員として参加したんですけど、こういった方法でリサイクルするのかまでは確認しなかったんですけど、説明としては、販売なのかちょっと確認できてませんが、いずれ廃棄処分でなくて、リサイクルして再利用するということでは提案を受けておりましたので、この後、実際にこういった処理をするのかを確認したいと思います。

教育長 はい、委員。

委員 はい。先ほどの厳重に管理されている教育長の端末ほど重要な情報は入っていないと思いますけれども、やはり使ったものが流通されるとあまり気持ちのいいものじゃないなというふうに思っていて、特に最近スマートフォンも削除して回すと復活できるという心配もあるやに聞いておりますので、そんなに重要視ではないと思いますけれども、その業者の方にどのようなリサイクルかというのは、聞かれてみてもいいのではないかなと思って質問しました。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

ないようですので、議案第45号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決めます。次に、議案第46号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。97ページをお願いします。議案第46号 物品の購入について。

下記のとおり物品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、鹿角市長に申し出るものとする。令和8年5月28日提出。鹿角市教育委員会 教育長。1の契約する物品は、電子黒板です。2の契約方法は、指名競争入札で、3の契約金額は、2,574万円です。4の契約の相手方は、東光コンピュータ・サービス株式会社鹿角営業所 所長 小根一元です。次のページをお願いします。物品の概要となります。1から4までは議案と同様ですので、5以降について説明いたします。5の入札日は、令和8年5月19日。6の入札参加者数は、5者。7の予定価格と8の調査基準価格は、それぞれ非公表、非設定としております。9の仮契約締結日は、令和8年5月22日。10の納入場所は、花輪小学校ほか9校で、11の納入期限は、令和9年1月29日。12の物品内容で、電子黒板本体に付属品として OPS ユニットと昇降式スタンドをセットで購入し、小中学校の特別教室用に各校3台、10校分で合計30台整備するものです。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。この案件はこれでいいですけど、ちょっとお聞きしたいのは、電子黒板はこれまでにどれぐらい学校に配置されているものかということをお聞きしたいです。

教育長 はい、班長。

教育総務課主幹兼義務教育班長 はい。現在、小学校に４７台、中学校に３３台設置しております。こちらは普通学級分の数として整備しております。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第４６号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。次に、議案第４７号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、教育総務課長。

教育総務課長 ９９ページをお願いします。議案第４７号 令和８年度一般会計補正予算第３号（教育費）について。令和８年度一般会計補正予算第３号（教育費）を別紙のとおり定めることについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和８年５月２８日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次の１００ページからが令和８年度一般会計補正予算第３号です。次のページをお願いします。歳入です。１７款１項２目の教育費寄附金の１，２００万円は、今年４月に、市内の農事組合法人から、市の教育に資するため、スクールバスの購入用に、１，２００万円の指定寄附をいただいたことから、歳入予算に計上ものです。次のページの歳出に関しましては、主な補正予算について、１０３ページの主要事業・事務の概要で説明いたします。教育総務課関係は、１０款１項５目、通学対策費のうち、工事請負費の増額は、今年４月に、八幡平永田自治会より、昨年１０月の路線バスの運行ルートの見直しのほか、永田地区の住民の今後の利用見込みから、待合所の解体の要望を受けて、解体工事費７２万６千円を追加するものです。また、マイクロバス購入費の増額は歳入に計上した寄附金で、マイクロバス１台を購入するもので、関連経費を追加するものです。次に、１０款２項１目、小学校施設管理費の６７５万４千円の増額は、今年２月に十和田小学校の軒天の一部が落下したことから、落下した面の軒天の屋根の補修を行うため、補修工事費を追加するものです。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長兼文化の杜交流館長 はい。５項６目 文化の杜交流館管理費、修繕料、３３０万円の増額は空調設備の制御用ネットワークに不具合が生じ、空調機器の作動不良が発生したため、交換修理を行うものです。以上です。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼インターハイ事務局次長 続きまして、６項３目 体育施設費の体育施設整備事業５５０万円の増額であります。鹿角市総合運動公園テニスコート人工芝の経年劣化に伴い、反り返りや摩耗によって支障が生じている部分の修繕を行うほか、花輪スキー場の圧雪車について、シーズン終了後の点検により必要となった修繕料を追加するものです。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第４７号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。以上で議案についての審議は終了いたします。続きまして、（２）第２次鹿角市立学校再編計画（素案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。はい、班長。

教育総務課主幹兼総務班長 はい。それでは、第2次鹿角市立学校再編計画（素案）の概要について説明いたします。A3用紙両面カラー印刷の資料をご覧ください。はじめに、計画策定の趣旨について説明します。本市では、平成27年度に「鹿角市立学校等再編計画」を策定し、令和2年度までに小学校を9校から6校に、中学校を5校から4校に再編し、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな教育を行ってきていますが、少子化に伴う児童生徒数の減少に歯止めがかからず、学校の小規模化がさらに進行しており、複式学級の発生や取り組みたい部活動に制約が生じるなどの課題が生じています。加えて集団の規模が小さくなることにより、学校の活力の低下や学び合いの機会の減少など、集団教育の良さが生かされにくくなるとともに、教職員の配置数が減少し、適正な学校運営や児童生徒の指導が困難となることが予測されます。さらに、本市の学校は7割が建築後40年以上を経過しており、施設の老朽化も深刻になっています。このような現状を踏まえ、本市の将来を担う児童生徒にとって望ましい教育環境を整備し、学校規模の適正化やさらなる教育の充実を図るため、再編計画（素案）を策定するものです。次に、児童生徒数の推移についてです。直近の10年間を見ますと、平成28年度では2,204人でしたが、令和8年度では1,485人となっており、719人、率にして約33%減少しています。また、将来推計ですが、令和18年度では682人と推計しており、今後10年間で約54%の減少が予測されます。年平均では児童数は約51人、生徒数は約29人が減少していくものと予測されます。次に、学級数の推移です。下の表も合わせてご覧ください。学級数については、学校教育法施行規則において、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、令和8年度において、標準的な学級数の12学級以上を有する学校は、花輪小学校のみとなっています。尾去沢小学校においては、令和8年度現在で複式学級が2学級発生しているほか、大湯小学校においても令和9年度から複式学級が発生する見込みです。また、令和14年度には、大湯小学校と尾去沢小学校で全学年が複式学級となり、八幡平小学校でも複式学級が発生する見込みです。

右側のページをご覧ください。地区別出生数の推移になります。本市の出生数は、平成30年度は140人、令和5年度は101人と緩やかな減少傾向となっていました。令和6年度の出生数が65人と急激に減少し、令和7年度は73人と若干増加しましたが、今後も減少傾向となると推計しています。次に、学校施設の整備状況についてです。学校施設の耐震化については、耐震状況調査や補強工事等の実施により、すべての学校で耐震化対策は完了している一方で、近年は豪雨災害等も懸念され、特に十和田小中学校は、鹿角市防災マップにおいて浸水深3m以上の想定区域となっており、学校移設を含めた対応の検討が必要です。また、7割の学校が建築後40年以上経過し、施設の老朽化が進行していることから、通常の保守・保全にかかる費用に加えて、臨時的な維持修繕費用がこれまで以上に発生することが考えられます。特に、十和田小中学校では、令和7年度の調査により外壁等の劣化が指摘されており、今後、外壁等の大規模改修が必要となることが見込まれます。続きまして、学校再編の必要性についてです。下の欄に、児童生徒数や学級数の減少が及ぼす影響について挙げています。学習面、生活面、学校運営面等における小規模校のメリットもあるものの、その下の青い部分にあるように、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい、あるいは学校行事などの集団教育活動に制約が生じやすい、切磋琢磨する機会等が少なくなりやすいなど、記載のとおり児童生徒にとって多くの課題があるほか、教職員や保護者にとっての負担も大きくなるといった課題があります。本市においても、学校の小規模化が進んでいることから、課題を解消するためには、標準的な学校規模に近づけることが重要であり、その方策の一つとして、学校の再編を検討する必要があります。

裏面をお願いします。学校を再編するにあたっての基本方針についてです。児童生徒が学校の再編による環境変化に対応できるよう、統合前に対象校同士の交流の機会を設けることや、統合後の教員配置にも配慮します。また、地域と学校との結びつきは非常に強いものであることから、再編にあたっては保護者および地域住民と協議を行い、地域の実情を十分に踏まえたうえで、協議が整ったものについて実施していきます。再編にあたっての学校施設等の整備については、既存施設の耐用年数や学校の位置などを総合的に勘案し既存施設の改築、あるいは新設についての検討を行ったうえで、必要な整備を行います。学校再編により通学距離が長くなる場合には、安心・安全な通学を視野にスクールバスなどの通学支援策の実施を検討します。再編計画の期間は、令和9年度から令和18年度ま

でとし、国や県の学級編制基準などの制度が変更になった場合や、社会情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、随時見直していくこととします。次に、再編の基準、考え方についてありますが、1点目として、多様な考え方に触れる機会を増やすとともに、教師の直接的な指導を受けられる時間が不足し、授業時間のうちおよそ半分が自習という形態を取らざるを得ない複式学級の解消を図ります。また、多人数による学校活動・クラブ活動の活性化、クラス替え等による固定化されない人間関係の構築などを目的として、1学年1学級の解消を図ります。2点目として、学校は地域コミュニティの中核施設であるため、これまで各地区に1校の小学校を配置してきましたが、今後、さらなる児童生徒数の減少が見込まれることから、現在の学校配置が児童生徒にとって望ましい学習環境の確保につながるかについて、保護者や学校関係者、地域の声を伺いながら慎重に判断し、将来を見据えた適正な学校配置を検討します。3点目として、今後、大規模改修を検討する場合は、閉校予定がない施設を優先して検討するとともに、計画的な維持修繕を行い、児童生徒の学習環境への配慮を行いながら、財政負担の軽減及びコストの平準化を図ります。

右側のページをお願いします。これらの再編の基準に基づき、想定している再編の具体案について説明します。1点目、尾去沢小学校と花輪小学校を令和11年度までに統合、その後、その統合校と八幡平小学校の統合を令和14年度に向けて進めます。尾去沢小学校は児童数の減少が顕著で、今年度において複式学級が2学級生じており、令和9年度には全学年が複式学級となる見込みのほか、八幡平小学校においても、令和14年度から複式学級が発生する見込みとなっているため、その解消を図るため、両校とも近い距離に位置している花輪小学校との統合を進めます。統合後の校舎は現在の花輪小学校校舎とし、統合後の通学支援策も実施します。統合後は300人前後の児童数を維持することができ学級数も各学年で2学級となることから、国の定める標準的な学校規模となります。2点目、大湯小学校と十和田小学校との統合です。大湯小学校は複式学級が令和9年度から発生する見込みで、以降も複式学級を編成せざるを得ない状況が続き、令和13年度には全学年が複式学級となる見込みであるため、その解消を図るため、将来的に十和田中学校に進学することとなる十和田小学校との統合を進めます。時期は令和12年度から、統合後の校舎は現在の十和田小学校とし、統合後の通学支援も実施します。児童数については、統合後においても、1学年1学級となっていく見込みであり、引き続き過少規模の解消を図っていく必要があります。3点目、中学校については、小学校と同様に、尾去沢中学校と花輪中学校、八幡平中学校の統合を進めます。尾去沢中学校は複式学級が令和11年度に発生する見込みであり、令和13年度に解消される見込みではありますが、全学年とも10人を下回る生徒数となる見込みです。八幡平中学校においても、複式学級こそ発生しないものの、10人を下回る学年が発生する見込みであり、両校とも小規模化が進むことから、その解消を図る必要があります。統合の時期は、兄弟がいる場合の通学を勘案し、小学校と合わせ、尾去沢中学校の統合を令和11年度に、八幡平中学校の統合は14年度に行いたいと考えております。統合後の校舎は現在の花輪中学校校舎とし、統合後の通学支援策も実施します。最後に、4.市内の全小中学校を集約し、小学校1校、中学校1校、若しくは義務教育学校1校に統合を図ります。これまで説明したとおり、児童生徒数や出生数は今後も減少傾向が続いていくものと推計しており、3つの統合案を進めた場合でも統合後の学校において1学年1学級となる学年が発生していく見込みとなっています。このため、各地区の小中学校を集約し、小中学校各1校、もしくは義務教育学校1校の配置とし、公平性及び交通の利便性を確保できる場所に整備することとします。あわせて、統合後の通学距離が遠距離となる地区について、路線バスやスクールバス等により通学に支障が出ないよう通学支援策を実施することとし、計画の最終年度である令和18年度までに校舎等の整備を行い、令和19年度の開校を目指します。

続きまして、A4版の再編計画策定スケジュールをご覧ください。再編計画の素案として作成し、本日この会議で説明させていただいております。次に、来月、6月定例会の最終日、25日の予定ですが、市議会の方へ説明させていただきます。その後、7月下旬頃から各地区での説明会を開催します。はじめに、小中学生や保育園児・幼稚園児の保護者を対象として、尾去沢、十和田、八幡平、花輪の地区ごとにそれぞれ開催し、その後、地域住民を対象としてそれぞれ4地区で開催予定です。各説明会で出されたご意見等を反映させまして計画（案）として作成した後、再度11月の教育委員会会議において説明させていただき、12月には同様に、市議会の方へ説明いたします。その後、1か月ほどパブ

リックコメントを実施しまして、ご意見等があった場合は調整しまして、2月の教育委員会会議において、議案として提案したいと思います。最終的に、市の庁議において、再編計画の策定となります。市教育委員会では、本市の将来を担う児童生徒にとって望ましい教育環境を整備し、教育の充実を図るため、学校の再編による適正規模化を目指したいと考えております。多くの方からご意見をいただきながら現在の素案を計画案としてまとめ学校の再編を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 丁寧な説明をしていただきありがとうございます。大変よく考えられた素案だなと思っております。現状と照らし合わせて、それから将来の数字を当てはめるとこういう形になるのかなというふうに思っていました。半分質問と半分意見が入り混じる形になりますけれども、この数字を照らし合わせて、いずれ来るであろう令和18年を目指して、再編計画を進められるということでもありますけれども、基本方針の中にも、ものすごく重要に位置づけられている地域との関係性についてです。例えば、二つの学校を統合するというよりも、今後10年かけて一つになるかもしれないということを伝えるにあたりまして、地域の方々とは本当に密接に、何度も話をしないと大変じゃないかなというふうに感じています。ちょうど花輪小学校の建設のときのPTAだったものですので、そのときの経験もあるんですが、あの場所に建てるのか、別の場所にするのかだけでも2年間くらい話がありまして、大半の方は伝統と格式のあるあの場所だという方も多かったり、もうちょっと便のいいところじゃないかというのもあったりして、1校だけでも決めるのにかなり時間を要した記憶があります。それが今度こういう形で10年間で形を大きく変えるとなると、説明だけではない、ある意味ちょっと意見を聞きながらガス抜きをしながら進めなければいけないかと思っています。計画によりますと、7月から9月にかけて各地区2回という話がありますけれども、どうしてもこういうふうな話というのは、直接聞かれた方と、お話の一点だけ情報が伝わった方とは意識が違い兼ねないというのが一つありまして、特に聞いて欲しい方ほどなかなか集まらないというのがいろんな会の現状でもあります。例えば、地域、保護者の方、それに関連する方とかということで1回説明するだけだとなかなか伝わらないのかなというのもあると思います。そういうことを踏まえて、例えばの話、PTA連合会というものがあるのであればそこには絶対お話することも必要でしょうし、各地区の方々がなかなか全員集まらないという現状もあるかと思っています。そこら辺の地区との関わりあいの工夫というか、この素案を案にしていくまでの流れというのは、どのようなイメージを持たれて地区の方々と話し合っていくというイメージなんでしょうか。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。前回の再編計画は5年程度の計画だったんですけど、今回の計画は10年以上、さらにその推計人口をもとに、その先を見据えたものであります。これも一番大事なのはやっぱり地域の合意形成だとは思っております。そのために少し段階を踏みまして、まずは今現に子どもさんを持っている保護者と、今後小学校に入るであろう保育園の保護者から、こういった案を示しまして意見をもらいたいと思っております。そこを優先させるのは、やっぱりこれから子育てをする方のご意見をまず伺いたいというところでもあります。その上で、今までの経緯からしてもやっぱりこの小学校中学校というのは地域にとって大切な施設だと思っておりますので、その上で、地域住民を対象とした説明会ということを考えております。田中委員が懸念されていたとおり、私達もこれで十分だとは思っていないところもありまして、どういった意見が出されるかということもありますので、それはこの段階を踏んで、保護者、地域住民の意見の状況を踏まえながら、今おっしゃられたようなもっと密接に、多くの人が参加したり、来れない人の意見も伝わるような仕組みについては考えていかなければならないだろうなとは思っておりますので、なかなか思っているこのスケジュールでは進まない場合もあるかと思いますが、まずは丁寧な説明、できるだけこの説明会にも来てもらえるような工夫はしていきたいと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。十分にご配慮というか、これをやったからOKということではないと思いますし。ちょうど今年の春にうちの孫が生まれまして、10年後となるとその子が小学校に通うことになって、家族としてもみんな心配事なんです。ちょうどうちの息子の同級生方が3、4人仲間のところが生まれたんですけど、去年、今年の春に生まれた親にはなかなか声がかからないんじゃないかなというふうにちょっと心配しています。地域となると、例えば自治会さんとか、そういったコミュニティが一つとなってくると思うんですけど、そういうところではない、これからの本当の新米パパママたちにも何か話の通じる場を持っていただければありがたいなというのも含めてちょっと聞いてみたところでもあります。続けて質問いいでしょうか。このスケジュールというか従来のスパンを考えていったときに、今後、尾去沢、八幡平を花輪小学校に集約する、または十和田、大湯、柴平も含めて、何か新しい形に向けていくとした場合ですけれども、ちょっと心配しておりますのが、花輪小学校への交通アクセスです。それこそさっきの学校を建てる時に一番心配されたのが、あの通学路というか、道路の話でありまして、バスが学校まで上がらないのは花輪小学校だけだよと当時言われたような記憶もしています。当時はやっぱりあそこがものすごく交通の便が悪くて、今後、スクールバスなんかで他の学校から来るとなると、非常に道路が手狭になってくるんじゃないかなと考えています。当時、20数年前に小学校を建てる時に、農道から道路を一本引っ張っていくよとかという案がいっぱいあったんですけど、課が違うということでその話がなくなっちゃったんです。当時は隣の桜山公園から橋をかけて通るとかという案もあったんです。そういう話が出たんですが全部立ち消えてしまうということもありまして、もし花輪小学校に集約するのであれば、その周辺道路も含めて、考える余地はないかなと思ひましてちょっと質問というか意見というか、今はご返答できないと思いますが、どのようなイメージになるのでしょうか。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。現状の花輪小学校の交通の課題があるということは十分認識しておりまして、さらに段階を踏んで尾去沢小学校、八幡平小学校からということで通学対策としてはスクールバス、どの規模のバスで送迎になるかということはあるんですけど、いずれ通学対策を行う上で、今現状でマイクロバスであれば小学校まで行ったりはしてますので、マイクロバスでいいのか、もう少しコンパクトな14人乗り程度のキャラバンタイプのものがあるのかということで、それは今後の人数などを踏まえながら、慎重に検討していきたいと思っております。場合によっては下で降りて歩いてもらうのも一つの方法かなと思っておりますけど、それはその現状を踏まえながら整理をしていきたいと思っておりますけど、道路の拡幅ですとか新設というのは、なかなかそこまで今の段階で答えられないところもありますし、ちょっと難しいのかなと思っております。この10年後最終的な形にする際には、新しい学校にしたいと思っておりますけど、今の花輪小学校の立地環境ではよろしくないなと思っておりますので、もう少し交通の便の良い場所に、敷地も十分確保できるような場所ということで描いてはおりますので、委員の心配は十分に我々も理解しながら、できる対策をしなければならぬとは思っております。

教育長 はい、委員。

委員 ありがとうございます。そうすると、まず10年後の令和18年度に向けては新しい小学校中学校もしくは義務教育学校ということでイメージされているというのはわかりましたし、そうなるとそのときには抜本的な改革をするという方針であるのであれば、まずそこに向けていくかと思っております。この間報道で教育長のところにPTAの代表の方々が、いわゆる鳥獣対策も含めて心配だという陳情でしょうか、お願いになるでしょうか、そういう形でこられたというのを見ましたけれども、本当に心配です。私達地域の住民として通学、下校時間も含めてクマが出なければいいというのはいつも心配でありまして、そうなってくると、道路だけではないいろんなものがついてくるのかなと思ひまして話をしてみました。いずれにしても何か整備できるものがあるれば、若干この10年間の間に拡幅はできないにしても、何か対策をしていただければありがたいなと思って、意見として申し上げたいと思います。

教育長 はい。他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。今、委員がおっしゃった通りで、私もそういうふうを考えてきたんですけども、10年という先ですので、まだまだこれから変化することもあると思います。一定の子ども的人数ですので、もしかすれば増えるかもしれないし逆にもっと減るかもしれない。なかなかわからないところですけども、いずれ今出していただいた案は、そうなんだろうなと思いました。

教育長 はい、委員。

委員 はい。近年の人口減少というか出生数ですが、毎年何人まれたという発表を見聞きして、今後の鹿角の子どもたちが減っていくというか、今の状況を維持できないということは十分把握していましたが、資料に出していただいて、10年で統廃合を進めていくというのを目の当たりにして、大変、現実を見た気がします。そういう思いになる保護者の方は多いと思うんですけども、嫌だとも言えないし、このまま現状維持してくださいとも言いがたい。ただ、学校の統廃合は避けて通れないという思いはありますので、どうやって今以上の教育を鹿角の子に受けさせるかというところをしっかりとアピールをしていただきたいなと思います。通学は毎日のことですし、南北に長い鹿角市において、1校が適正なのか、2校が適正なのか。資料にあったように、小中一貫なのか、義務教育学校なのかというところも全部お示しした中で、地域も一緒に作っていかねばいけないなというのを強く感じました。私ごとですが、私は1クラスの小学校で育ちましたので、小規模校が適正ではないというふうなのはあまり認識はなかったんですけども、国であつたり文部科学省で示す適正規模に、この鹿角の適正規模をしっかりと示せていければなというふうに思います。なので、各地区で開催する予定の説明会を、もし要望があれば、2回だけではなく、3回でも4回でも対応できますよという柔軟な姿勢で進めていって、その後の説明にも対応できればなというのを強く思いました。以上です。

教育長 おっしゃる通りだと思います。もしこの案のように、小1校中1校に集約するとした場合には、やはり今のクマ対策にも資するし、魅力的な教育環境の構築に資するしということで、せっかく1校になるのであれば、例えば、校舎にクマが入ってこないような塀で覆われていて、外でも自由に活動ができるというようなことも可能になるかもしれないし、そういったことを目指しながら、良い環境を提供するためにということは伝わるような努力をしていきたいなとは思っております。でもおっしゃる通り、いろいろな思いがあると思いますので、聞いて、それを取り入れる形で進んでいければ一番いいなと思います。そして、現状をご理解していただくことでより良いところに持っていくということ。そのためにも、正確な情報を提供していきたいなと思っております。例えば、1学年1クラスの学校でも大丈夫なわけですね、今までも1学年1学級の学校がたくさんあるわけですから。それが実は集計してみますと、ほとんどの学校は1学年1クラスで10人を割っていくと、ここに複式の見通しのところ出てますが、ここに複式と書いていない学校ももうちょっと伸ばすと、もうほぼ学年1桁の学校しかないということもお示ししながら、将来何度も学校を建て替えるわけにはいきませんので、1回でいい学校を建てることで、将来的に子どもたちが良い教育環境で育っていけるようにということを一生懸命考えていきたいなというふうには思っております。私も令和28年まで、もし各学校がこのまま存続したら何人になるかとか、この2校統合したのでずっと行ったらどうなるかとか、3校統合した場合で行って何とか持ちこたえられないだろうとかとかというのをシミュレーションしてみましたが、例えば、花小、尾小、八小の3校が統合しても学年1クラスになっていくという感じです。この3校統合して、初めは学年2クラスの315人から始まりますけれども、いずれ小学校全校一緒になったとしても、その10年後ぐらいからは学年1クラスになる可能性もあるということを見て私自身もすごくびっくりしてたわけなんですけども、この通りにならないように人口が盛り返していただければありがたいなというふうに思っております。いずれ再編の進め方というのが一番重要になってくると思いますので、ご意見を参考にして、丁寧に皆さんと話し合いを進めてまいりたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 これをやってくださいということじゃないんですけど、アイディアの一つとして今年1年間かけてこの再編計画を策定してこういう形でやりますよと作られると思うんですけども段階的にはどこになるかわかりません。もしかすると、来年の3月ぐらいにある程度の方針が決まって、10年計画を進めますよという段階なのかもしれませんが、言いたいことは、口頭で伝えようと思ってもなかなか伝わらない場面もあると思うんです。特に、若い人は集まれと言ってもなかなか集まってくれないんじゃないかなと想定するので、来年の3月ぐらいに本計画が決まった段階で、こういう計画があるんですよというのを、漫画チックでもいいし、いわゆるその説明動画で誰かが喋ってばっかりでカチッとしたものじゃなくて、これからこういうふうな形で鹿角は進んで行くんですよ、こういう学びの場を作っていくんですよみたいな、そういったものが作れば、いろんな人の目にも耳にも届くんじゃないかなと思ってまして、そこら辺ちょっと考えられないかなと思っての話なんですけど、やってくださいということじゃなくて、そういう方法もあるんじゃないかなということも含めて、ちょっと意見として述べたいと思います。

教育長 はい。貴重なご意見ありがとうございます。今、AIがわかりやすい動画を作ってくれる時代です。我々でもお金をかけなくてもできる可能性がありますね。
他にございませんか。再編計画については、出されたご意見等を踏まえて丁寧に進めてまいりたいと思います。以上を持ちまして、予定された案件については終了いたしました。その他について、委員の皆様、事務局より何かございましたらご発言をお願いいたします。
はい、委員。

委員 はい。すでに対処していただいたと聞いていますけれども、柴平小学校さんの学校前の道路が陥没していて、地域の協議会の方々から、入学式に行ったときに、穴ぼこいつまでそのままなんだとお叱りを受けまして、すぐやったださったと聞いてましたけど、多分除雪でかなり前だと思うんですが、学校敷地内も含めて穴ぼこがあったらちょっと配慮いただければありがたいなと思ってますので意見として。やっていただいたのは十分ありがたいなと思っていましたけれども、よろしく願いしたいと思います。

教育長 その他ございますでしょうか。
ないようですので、以上を持ちまして会議を閉じます。

(午前11時25分 閉会宣言)